

(まちづくりのための委員会等)

第14条 市は、市民組織が地域のまちづくりに取り組むため組織する委員会等の自主的及び自立的な運営を尊重します。

(自治活動組織)

第15条 市民は、地域社会の一員として、自治活動組織（地域市民により形成され、まちづくりに取り組む市民組織をいいます。）の役割について理解を深め、協力するとともに、自治活動組織への加入に努めます。

2 市民は、可能な範囲内で、自治活動組織の活動に参加し、地域社会において個性や意欲を發揮することができるものとします。

3 自治活動組織は、地域市民の加入や参加が促進されるために必要な環境づくりに努めます。

説明

【第11条の説明】

市民組織には、第15条でいう自治活動組織のほか、NPOなどの市民の活動組織があります。どちらも、市民に身近な課題に取り組み、まちづくりの推進の担い手としての重要な役割を果たしています。市は、こうした市民組織の自主的活動を尊重し、市民の参加を支援します。この「必要な支援」とは、市民組織が自主的に組織されるものであることから、その自主性、自立性を保つつづ活動するために必要な支援です。



【第12条、第13条の説明】

分権によるまちづくりを目指す飯田市の地域自治組織は、第13条の地域自治区と第14条のまちづくりのための委員会等を含めたものです。地域自治区は、地域住民に身近なところで事務を処理する機能、住民の意向を反映させる機能、行政と住民や地域の諸団体等が協働して担う地域づくりの場としての機能を有するのですが、地域自治区の設置と同時に、それぞれの地域で新たな地域自治を構築する取組みが進められています。こうした地域の自治活動基盤強化の取組みが行われていることが、本市の地域自治組織の特色です。

【第14条の説明】

まちづくりのための委員会等とは、地域の生活環境をより良くするために自主的、自立的に活動する、市民が協働するための組織です。地域福祉、環境保全、防火・防犯等の事業を行う地域の市民組織は、それぞれ個別に事業を行うのではなく、共同して共通事業を行うことで、より効果的に行なうことができます。このような市民組織により構成されるまちづくりのための委員会等について、その自主的、自立的な運営を尊重します。



【第15条の説明】

「地域市民により形成され、まちづくりに取り組む市民組織」とは、近隣住民により組織される自治会、区、常会、組合などをいい、これを「自治活動組織」として表現しました。社会生活の過程で生ずる様々な問題は、地域社会がその解決を担っていますが、こうした組織が地域社会で中核的に様々な問題に取り組んできました。市の区域よりも小さな地域社会（一番身近で基本的な生活単位）の中で、日常生活の必要が満たされているといえます。市民の皆さんには、この「自治活動組織」へのご加入や、組織が行う活動への参加に努めていただくとともに、「自治活動組織」に対しては、ハードルを下げる加入や参加が促進されるような環境づくりに努めていただくこととなります。

第5章 市政運営

(協働して行う市政運営)

第16条 市は、市政に関する計画や政策の立案段階から市民の参加を促進し、市民と協働して市政運営を行います。

2 市は、市民の多様な参加の機会を整備し、協働のまちづくりを推進し、自治の拡充を図ります。